

# 分野別計画

## Ⅱ. 元気とあたたかさに満ちた健康・福祉都市

健康づくりと地域ぐるみの福祉を推進し、市民のだれもが住みなれた地域で安心して、明るく健やかにくらせる元気とあたたかさに満ちた健康・福祉都市



### 1. 明るく健やかなまちづくり …… P 63～67

- (1)健康づくりの促進 …… P 64
  - ①健康づくりの体制整備 …… P 64
  - ②健康づくり地域活動の推進 …… P 64
- (2)保健・医療の充実 …… P 65
  - ①予防・衛生の充実 …… P 65
  - ②医療体制の整備 …… P 65
  - ③リハビリテーションの充実 …… P 66
  - ④医療費の助成 …… P 67

- (3)障がい者福祉の推進 …… P 74
  - ①生活支援システムの整備 …… P 74
  - ②社会参加と交流の推進 …… P 75
- (4)生活援護の促進 …… P 76
  - ①ひとり親家庭への援助 …… P 76
  - ②低所得家庭の福祉の充実 …… P 76
- (5)社会保険制度の整備・充実 …… P 77
  - ①介護保険制度の円滑な運営 …… P 77
  - ②国民健康保険の充実 …… P 77
  - ③国民年金制度の啓発・普及 …… P 77

### 2. あたたかい心のかようまちづくり …… P 67～78

- (1)地域ぐるみの福祉の推進 …… P 67
  - ①地域福祉の基盤づくり …… P 68
  - ②福祉にたずさわる多様な人材の確保・養成 …… P 68
  - ③福祉サービスの総合ネットワーク …… P 69
  - ④地域福祉システムの推進 …… P 69
  - ⑤福祉のまちづくり …… P 70
- (2)高齢者福祉の展開 …… P 71
  - ①在宅ケアの推進 …… P 72
  - ②生きがい活動と社会参加の推進 …… P 72
  - ③高齢者の居住環境の整備 …… P 73

### 3. ゆったりと子育てのできるまちづくり …… P 78～81

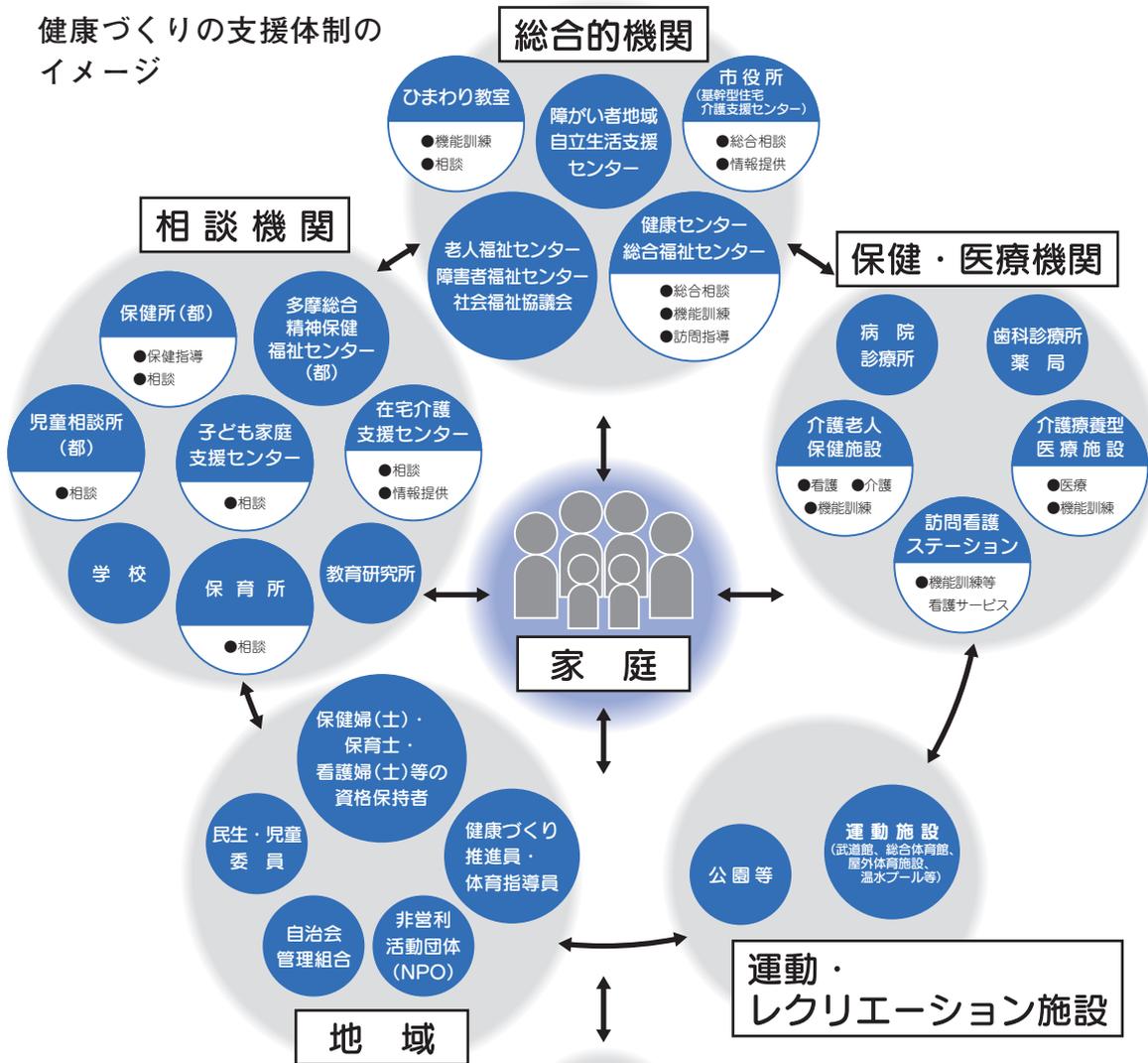
- (1)子育て環境の整備 …… P 78
  - ①子育て支援 …… P 79
  - ②子どもの健やかな成長支援 …… P 80
- (2)家庭保健の充実 …… P 81
  - ①家庭保健事業の推進 …… P 81

# 1 明るく健やかなまちづくり

## 背景と基本的考え方

健康は、あらゆる活動の基盤であり、生涯を明るく健やかにくらすために欠くことのできないものです。わが国の平均寿命は、生活環境の改善、医学の進歩、保健事業の充実などにより、世界有数の水準に達しました。しかし、人口の急速な高齢化とともに出生率の低下により、本格的な少子高齢社会を迎えることになりました。そのようななかで、生涯を通じて健康でくらすために、日常的な健康管理など、市民の健康づくりへの関心が一層高まっています。より豊かで活力ある社会を築くためにも市民一人ひとりが「自分の健康は自分で守り、つくる」ことを基本に、個人の健康づくりを支援する環境整備や地域活動の推進など、乳幼児から高齢者までの各ライフステージに応じた総合的な健康づくりや情報の提供を推進していきます。また、多様化、高度化する市民需要に的確に応え、保健・医療施設の体系的な整備や活用を進めるとともに、福祉サービスと連携した保健・医療サービスの拡充を図っていきます。

健康づくりの支援体制のイメージ



まちづくり、教育、環境等あらゆる分野との連携

- ※53 理学療法士(PT)：心身に障がいをもつ人に対し、治療・体操等の運動や電気刺激、マッサージ、温熱等の物理的手段を用い、機能回復を図るためのリハビリテーション医療等を行う専門職。
- ※54 作業療法士(OT)：心身に障がいをもつ人に対し、社会生活

- や日常生活における適応能力の開発・改善を図ることによって、自立を援助するリハビリテーション医療等を行う専門職。
- ※55 健康づくり推進員：地域毎の健康づくり推進を主な目的として任命され、行政との協働により健康についての意識向上、栄養改善活動、運動の維持等の健康づくり活動を行っている者。

## (1) 健康づくりの促進

### 現状と課題

疾病を予防し、健康の保持増進を図る拠点として多摩市立健康センターを活用して、健康教育や相談、健康診査、訪問指導、機能訓練などの事業や、地域ぐるみの福祉の推進役として、多摩市総合福祉センターでの新たな事業展開を行ってきました。市民のだれもが生涯を通じて、健やかにくらししていくことができるように、また、高齢者や障がい者が社会の一員として積極的に役割を担い、その活力を維持向上できるように、健康づくりに関わる施策の総合的な展開が必要です。市民の健康への関心が高まるなかで、栄養、運動、休養のバランスのとれた生活習慣を身につけた生活を営むことができるように、家庭や地域での健康づくりが従来にも増して重要となります。あわせて、心身の健康に関する相談や各種保健医療に関する情報提供などの充実を図りながら、関係機関との連携と協力のもとに、安全で効果的、しかも楽しい健康づくり事業を展開していくことが必要です。

### ① 健康づくりの体制整備

市民が生涯を通じて健やかな生活をおくれるように、保健、医療、福祉、教育などの関係機関との連携を密接にし、また、地域ぐるみの活動などの推進を図るなど、総合的な健康づくりの仕組みを築いていきます。

#### ■健康・福祉サービス施設の充実

市民の健康づくりの拠点である、多摩市立健康センターをはじめとして、多摩市総合福祉センター、地域のコミュニティセンターや公民館、体育施設、公園などを利用して市民のだれもが、いつでも健康づくりができるように、場や機会の提供の充実に努めます。

#### ■健康づくりに関わる専門職の確保

保健婦(士)、看護婦(士)、栄養士、歯科衛生士、理学療法士(※53)・作業療法士(※54)などの健康・福祉にたずさわる人材の確保や研修制度の充実など、社会需要に応えられる専門職の確保に努めます。

#### ■健康管理支援情報システムの構築

市民が使いやすい健康情報の提供システムを構築し、それを基に地域での健康づくりを普及・啓発していきます。

### ② 健康づくり地域活動の推進

市民が日常的に健康づくりを実践することができるように、地域毎の活動を支援するとともに情報提供の充実を図り、地域での健康づくり活動を支援していきます。

#### ■市民の健康づくり組織の育成

市内の各コミュニティエリアを活動の基盤にした健康づくり推進員(※55)の活動内容を充実し、行政と協働できる事業展開をさらに進めていきます。また、行政主導型から市民参加型への移行として、市民リーダーや地域の自主組織を育成、支援していきます。

- ※56 生活習慣病：食習慣、運動習慣、喫煙、飲酒等の生活習慣は、糖尿病、高血圧、がん、脳卒中、心臓病等多くの病気の発症や症状の悪化に深くかかわっている。生活習慣を改善することにより、病気の発症や進行を予防できるという病気のとらえ方をしたものの。
- ※57 基本健康診査：40歳以上の市民を対象に、老人保健法に基づ

き、生活習慣病の早期発見、早期治療を目的に市内医療機関で実施している診査。

- ※58 プライマリーケア：個人や家庭が最初に接する保健医療サービス。初期患者問題を的確に把握し、適切な指示や処置を行う、主治医としての役割を担う。

### ■地域における健康増進設備の効果的利用の推進

いつでも身近な所で手軽に健康づくりができるように、地域の健康増進設備の活用や指導する人材の育成・確保に努めます。

### ■健康づくり情報の提供

市民一人ひとりが健康に対する自覚と責任をもてるように、広報誌、ホームページ等を通じて日常的に健康・医療情報を提供します。また、楽しみながら健康づくりができるウォーキングコースの設定やマップなどを市民と協働して作成します。

## (2) 保健・医療の充実

### 現状と課題

人口の急速な高齢化とともに、生活習慣病(※56)及びこれに起因した痴呆、寝たきり等により要介護状態等になる人の増加等が大きな問題となってきています。このような人口の高齢化や疾病構造の変化から、今後は疾病の早期発見や治療にとどまることなく、生活習慣病等の発病を予防することに重点をおいた対策の推進が必要です。このため、生活習慣を改善し、健康増進から疾病の予防、健康診査、治療、リハビリテーションに至る包括的なサービスが受けられるように、総合的な保健・医療体制の整備が求められています。特に身近な「かかりつけ医(医師・歯科医師・薬剤師)」機能の充実と、在宅保健医療の推進が求められています。このため、保健・医療機関相互の機能分担と連携による地域保健・医療のシステム化を進め、保健医療資源を効果的に活用していくことが必要となっています。

### ① 予防・衛生の充実

死亡率の高いがん、心疾患、脳血管疾患などの生活習慣病を予防するために、健康相談、健康診査等の充実努めます。また、予防接種などの感染症対策の充実を図ります。

### ■生活習慣病等予防の充実

生活習慣病予防のために、保健指導や食生活など健康的生活環境に関する学習や、地域組織などと連携した住民参加型の学習会等を充実していきます。また、早期発見、早期治療のために、がん検診・基本健康診査(※57)などの内容充実と発症リスクが高い人への指導の充実努めます。糖尿病や歯周疾患などに対し、栄養指導、歯科指導の充実を図ります。

### ■感染症対策などの充実

感染症の発生とまん延を防止するため、予防接種の充実を図っていきます。あわせて、保健所と連携して感染症対策の充実努めます。

### ② 医療体制の整備

市民が安心して適切な医療サービスを受けられるように、関係機関の協力を得ながら、体系的な医療体制の整備と医療資源の有効活用に努めます。

### ■医療体制の体系的な整備

プライマリーケア(初期医療)(※58)の充実、医療機関の機能分担と相互連携、高度専門医療の

- ※59 8020(ハチマル・ニイマル)運動：80歳になっても、自分自身の歯を20本以上保つことを目標に、若いうちから歯や歯ぐきの健康づくりを進めようという運動。
- ※60 かかりつけ医：利用者の身近な地域で開業し、日常の医療的な相談にのり、必要なときは病状に応じて適切な病院を指示・紹介する等の対応をする医師。

- ※61 療養型病床群：介護に重点を置いた医療施設で、比較的長期間にわたり療養が必要な人に療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護等の世話及び機能訓練を行う施設。
- ※62 介護老人保健施設(老人保健施設)：病状の安定した人に看護、医学的管理のもとにおける介護及び機能訓練、その他必要な医療及び日常生活上の世話をを行い、自立を支援し、家庭復帰

確保など、地域の医療システムを整備するとともに、体系的な医療体制のネットワーク化を促進していきます。

#### ■歯科医療体制の充実

全身(からだ)の健康づくりの一環として、「8020(ハチマル・ニイマル)運動」(※59)を積極的に展開するとともに、各ライフステージに応じた歯科保健体制の充実に努め、さらに、障がい者歯科診療や、在宅寝たきり高齢者に対する訪問歯科診療の充実に図り、総合的な歯科保健サービスが受けられるように努めます。

#### ■在宅医療体制の整備

プライマリーケアの充実に努めるとともに、在宅保健・医療サービスの一環として、在宅療養者が医療を受けやすいシステムや「かかりつけ医(医師・歯科医師・薬剤師)(※60)」制度の推進を図ります。

#### ■救急医療体制の強化

市民が突然不測の傷病にかかった時に、いつでもその病状に応じた適切な医療を受けられるように、関係機関と連携して、救急医療機関の確保や情報提供など救急医療体制の充実に努めていきます。

#### ■介護療養型医療施設の整備

「多摩ニュータウン医療保健施設計画」などを踏まえ、地域病院との機能連携を図るための後方支援施設として、療養型病床群(※61)の誘致に関係機関へ要望していきます。

#### ■介護老人保健施設の整備・推進

病状の安定期にあり、病院での入院治療を必要としない高齢者に対し、リハビリテーションや看護・介護を中心とした医療ケアを行い、高齢者の自立と家庭への復帰を支援するため、介護老人保健施設(※62)の整備に関係機関との調整を図りながら推進していきます。

#### ■訪問看護(訪問看護ステーション)事業の推進

訪問看護サービスを提供する事業の拠点である訪問看護ステーション(※63)の整備を、関係機関との調整を図りながら推進していきます。

### ③ リハビリテーションの充実

障がいをもつ人や高齢者が、閉じこもり状態や心身の機能低下による寝たきり状態になることを予防し、住み慣れた地域においていきいきと生活ができるように、地域との連携により、それぞれの状態に応じた適切な訪問指導やリハビリテーションの提供に努めていきます。

#### ■訪問指導体制の充実

寝たきり予防のため、保健婦(士)、看護婦(士)、理学療法士や作業療法士等の専門職員を派遣し、本人または介護者に対する、必要な指導・助言とともに、介護者の健康相談の充実に努めます。また、高度な需要にきめ細かく対応できるように在宅介護支援センター(※64)など地域の関係機関とも密接な連携を図るとともに、専門職に対する研修体制を充実します。

をめざす施設。

※63 訪問看護ステーション：家庭で寝たきりなどの状態にある高齢者の生活の質を高めるため、主治医の指示にもとづいて、保健婦・看護婦等を派遣し、清拭・カテーテルなどの管理・リハビリテーション・家族の指導などの訪問看護サービスを提供する事業の拠点施設。

※64 在宅介護支援センター：要介護高齢者等の介護者からの在宅介護に関する相談や介護用品や機器の展示及び紹介など、ニーズに対応した各種サービスについての関係機関との調整等を行う施設。

※65 ノーマライゼーション：高齢者も若い人も、障がいのある人もそうでない人も、皆人間として普通の生活をおくるため、ともに暮らし、ともに生きていくという考え方。

### ■機能訓練事業の充実

心身の機能が低下している市民が、専門職の指導による機能訓練が受けられるように、多摩市立健康センターや多摩市総合福祉センターでの訓練機能の充実を図ります。また、虚弱高齢者などを対象に閉じこもりを防止するために、地域参加型の訓練を展開していきます。

### ④ 医療費の助成

市民の健康保持と経済的負担の軽減を図るために、障がい者や乳幼児などの医療費の助成に努めていきます。

### ■医療費助成制度の充実

障がい者やひとり親家庭、乳幼児等に対する医療費などの助成の充実に努めます。

## 2 あたたかい心のかようまちづくり

### 背景と基本的考え方

少子高齢化の急速な進行や低成長経済への移行、家族構成や意識の変化、価値観や生活様式の多様化など、福祉を取り巻く状況は、今、大きく変化しています。

このようななかで、平成12年4月から介護保険制度が実施されましたが、今後、福祉サービス利用の仕組みは、行政がすべてを決定する「措置制度」から、利用者自身の選択と責任に基づく「契約制度」に移行していくことになります。

一方、地域においては、非営利活動団体やボランティアなどによる市民レベルでの多様な活動が活発になってきています。

このようなことから、今後は市と市民が協働、連携して、高齢者、障がい者の多様化、高度化する要望に対応した福祉サービスの整備、充実に努めていく必要があります。

また、保健・医療・福祉サービスを総合的に供給するシステムを構築するとともに、だれもがいきいきと活動し、安全で快適な社会生活ができるように、「福祉のまちづくり」を推進していきます。さらに、ひとり親家庭や低所得者世帯の人たちが、社会的、経済的に自立した生活ができるように福祉サービスの充実に努めます。

高齢化や低成長経済のなかで、社会保険制度の果たす役割は重要性を増しており、新たに創設された介護保険制度をはじめ、国民健康保険制度、国民年金制度の啓発・普及に努めます。

### (1) 地域ぐるみの福祉の推進

#### 現状と課題

人口の高齢化やノーマライゼーション(※65)の考え方の広がりによって、地域で生活する高齢者や障がい者が増加しています。このため、できるだけ身近な日常生活圏域のなかで、必要な保健・医療・福祉サービスが利用できるようにしていく必要があります。

また、公的なサービスの整備に加えて、地域での見守りや支えあいの仕組みを作っていくことが重要で

※66 成年後見制度：判断能力の不十分な成年人者（痴呆性高齢者・知的障がい者・精神障がい者等）を保護するため、これまでの禁治産、準禁治産制度に代わり設けられた制度。

※67 地域福祉権利擁護事業：平成11年10月から東京都社会福祉協

議会を実施主体としてスタートした制度。痴呆性高齢者、知的障がい者等判断能力が不十分な人に対し、福祉サービスの利用援助やそれに付随した金銭管理等の援助を行う事業。

※68 多摩市社会福祉協議会：住民が主体となって地域福祉を推進

あり、地域福祉を支える人材の育成や非営利活動団体、ボランティア、民間企業などとの協働、連携を推進し、一人ひとりの需要に対応したきめ細かい福祉サービスを総合的、効率的に提供していく必要があります。

市民のだれもが安心していきいきとくらするように、福祉のまちづくりの視点にたった生活環境の整備を推進するとともに、成年後見制度(※66)や地域福祉権利擁護事業(※67)を積極的に推進し、痴呆性高齢者や知的障がい者、精神障がい者などの権利擁護に努める必要があります。

## ① 地域福祉の基盤づくり

高齢者や障がい者が身近なところで必要に応じた福祉サービスを利用できるように、保健・医療との連携を図りながら、総合的なサービスを提供していきます。

### ■健康福祉推進プランの推進

だれもが住みなれた地域で安心して健康にくらしていけるようにするため、「多摩市健康福祉推進プラン」を着実に推進していきます。

### ■ノーマライゼーション思想の普及

ノーマライゼーションの理念の実現に向けて、市民一人ひとりが高齢者や障がい者に対して差別や偏見をなくし理解と認識を深められるように、啓発活動を推進するとともに、高齢者や障がい者とのふれあいの場づくりなどに努めます。

### ■地域福祉エリアの設定

だれもが住み慣れた地域で安心して生活できるように、コミュニティエリアや地域の特性等を配慮しながら、日常生活圏を基本とした地域福祉エリアを設定します。この身近な地域福祉エリアから保健・医療・福祉サービスが提供される仕組みづくりや地域での見守りや支えあいができるシステムを構築していきます。

### ■権利擁護の推進

痴呆性高齢者、知的障がい者、精神障がい者等、自らの判断能力が十分でないためにサービスの選択が困難であったり、財産管理などにおいて不当に侵害を受けることがないように、権利を守るための仕組みとして、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業などを積極的に推進します。

### ■総合福祉センターの充実

高齢者や障がい者が住みなれた地域で必要なサービスが利用できる拠点施設として、また、ボランティア活動など地域福祉活動の拠点である多摩市総合福祉センターの事業充実を図っていきます。

## ② 福祉にたずさわる多様な人材の確保・養成

人材の発掘、養成、研修などの充実を推進するとともに、保健・医療・福祉の人材の総体的な拡大を図っていきます。

### ■人材の確保と養成の推進

サービスの担い手である保健・医療・福祉を支える人材の確保育成を図るとともに、計画的な研修活動等を通じて、その資質向上に努めていきます。また、家族介護者及び市民を対象に、介

することを目的とする民間の社会福祉法人。社会福祉事業の普及、企画、実施、ボランティア活動の推進、歳末たすけあい運動などを行っている。

※69 財団法人 多摩市福祉サービス公社：市民の相互扶助を基本

理念として、手助けを必要とする市民(利用会員)と、手助けをする市民(協力会員)を結び合わせ、在宅での生活上必要なサービスを有償で提供するほか、講演会、ホームヘルパー養成講座などの公益事業を行っている。

護や看護の知識・技術の講習の推進を図っていきます。

#### ■ボランティア活動の支援

青少年から高齢者までの幅広い市民がボランティアとしてその力を発揮できるように、学習や体験ができる複数の活動拠点等の場づくりに努めるとともに、社会福祉協議会のボランティアセンターを充実し、ボランティア活動を支援します。

### ③ 福祉サービスの総合ネットワーク

市民が、公私のさまざまなサービスのなかから要望に適したサービスを選択することができるように、また、保健・医療・福祉サービスが連続性を持って総合的に機能するように、福祉施策のネットワーク化を推進します。

#### ■総合的な福祉相談体制の整備

複雑化、多様化する市民の相談に応え、高齢者や障がい者、ひとり親家庭などがそれぞれの問題解決を図れるように、最新の福祉、保健医療情報や的確なサービスを速やかに提供できる総合的な相談体制の整備を進めます。

#### ■福祉施設などのネットワーク化

多様化、高度化する市民需要に的確に応えるため、福祉、保健医療機関、非営利活動団体及び民間事業者の持つ機能を有機的に結びつけることにより、より効果的、総合的な福祉サービスを提供します。

### ④ 地域福祉システムの推進

地域でよりよいサービスが受けられるように民間、非営利活動団体などの多様な福祉サービス提供事業者との連携・協力により保健・医療・福祉サービスの供給体制を整備し、多面的・重層的なサービスを速やかに供給できるシステムを推進していきます。

#### ■社会福祉協議会への支援

市民を主体とした地域福祉活動を推進し、地域に根ざしたボランティア活動やネットワークづくりの中心となる多摩市社会福祉協議会(※68)の活動に対し、自立性と自律性を尊重しながら支援します。

#### ■福祉サービス公社への支援

市民参加や相互扶助により、日常生活を支えるさまざまなサービスを提供している財団法人多摩市福祉サービス公社(※69)の活動については、今日における民間や非営利活動団体の多様な福祉サービス提供事業者の進出等を鑑み、今後総合的なあり方を含めて検討していきます。

#### ■民間福祉サービスの活用

高度化、多様化する福祉需要に応える確かな福祉サービスを提供するために、非営利活動団体や各種法人などの民間福祉サービスの活用に努めます。

#### ■福祉委員会などの充実

民生委員や障害者相談員による相談活動など、福祉委員活動の充実を図るとともに、日赤奉仕団員の地域での福祉活動を援助していきます。

※70 ハンディキャブ：身体などの障害、またはそれによる社会的な負担。

※71 ガイドヘルパー：身体障害者ホームヘルプサービス事業のうち、視覚障がい者や全身性障がい者の外出時の付き添い介助

のために派遣されるもの。

※72 ハンディキャブ：重度障がい者等の自由な交通目的を達成するためにドア・ツー・ドア形式でサービスを実行するシステムの通称。

#### ■福祉基金の充実

必要な人に必要なサービスを提供できるようにするとともに、民間の福祉施設の整備や活動を支援するため、福祉基金の充実を図ります。

#### ■保健・医療・福祉の連携体制

社会環境の変化に対応し地域福祉を推進するため、保健・医療・福祉の連携体制を整備し、保健・医療・福祉サービスを総合的、一体的に利用できるようにしていきます。

### ⑤ 福祉のまちづくり

高齢者や障がい者などハンディキャブ(※70)をもつ市民をはじめ、だれもが地域で生活するとともに、できるだけ自由に外出し社会活動に参加できるように、ユニバーサルデザインを取り入れた福祉のまちづくりを進めていきます。

#### ■福祉のまちづくりの推進

福祉のまちづくり整備要綱に沿って、ユニバーサルデザインを取り入れた公共的施設を整備していくとともに、だれもが安全で快適に利用できる環境を確保するための仕組みづくりに努めます。また、民間企業や公共交通機関等についても、福祉のまちづくり整備要綱に基づいた施設、車両等の整備と地域社会と協働した取り組みを要請していきます。

#### ■皆でつくるまちづくりの推進

市民一人ひとりが、地域における福祉のまちづくりの推進者であるという意識の向上を図るとともに、お互いに連帯、協働できるシステムづくりを行なっていきます。

#### ■交通・移動手段の確保、改善

高齢者・障がい者などが社会的な活動に参加できるように、移動手段の提供としてガイドヘルパー(※71)の派遣、及び非営利活動団体等を含めハンディキャブ(※72)の充実を図ります。また、福祉のまちづくりに関する情報提供や中層住宅に対する階段昇降機の整備、交通バリアフリー法(※73)に基づき、鉄道駅へのエレベーターなどの設置促進、民間事業者のノンステップバス(※74)の運行促進を図り、民間事業者を含めたドア・ツー・ドア(※75)の交通移動手段の確保に努めます。

※73 交通バリアフリー法(高齢者、身体障害者等の公共機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律)：高齢者、障がい者の自立した日常生活及び社会生活を確保するため、道路その他の施設を整備し、公共交通機関を利用した移動の利便

性・安全性の向上を図るため、平成12年5月に制定された法律。  
 ※74 ノンステップバス：乗降口にステップがなく、直接床に乗降できる超低床バス。  
 ※75 ドア・ツー・ドア：家を出てから到着するまで、の意。

## (2) 高齢者福祉の展開

### 現状と課題

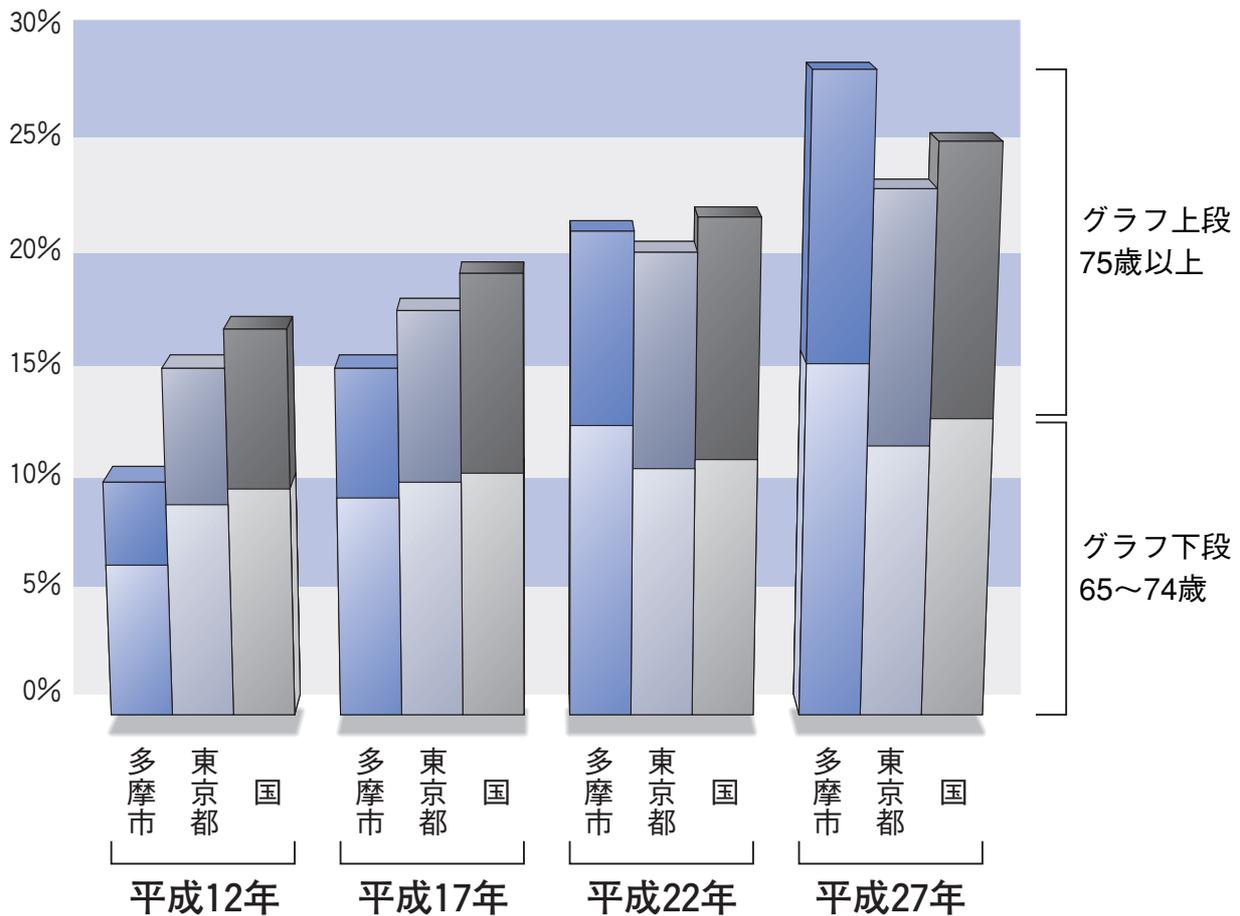
多摩市の高齢化率は、現在、低い状況にありますが、人口構成の特性から今後急速に高齢化が進行していくことが確実です。

このようななかで、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加するのに伴い、寝たきりや痴呆などにより介護を必要とする高齢者も急増することが予測されます。このため、寝たきりとなるのを防止するとともに、新たな高齢者介護システムである介護保険制度を中心とする介護サービスや介護予防、日常生活支援のためのサービスの充実に努める必要があります。

その一方で、多くの高齢者は自立して生活しています。また、経済的な面からも高齢者をこれまでのような「サービスの受け手」としての存在だけで捉えることは適切ではありません。高齢者が長年培ってきた知識や経験を活かし、地域社会を支えていく主体として積極的な役割を果たしていけるような環境整備を進めることが、生きがいや健康づくりにもつながり、これからの本格的な高齢社会をより明るく活力のあるものとしていくうえでの重要な課題です。

また、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活をおくれるように、多様な住宅や生活環境の整備を進める必要があります。

高齢化率グラフ



※76 いきがいデイサービス：家庭に引きこもりがちな介護保険の対象とならない虚弱高齢者等を対象に趣味活動の場を提供し、心身の機能低下の防止を図る施設。

※77 寿大学：60歳以上の市民を対象に、趣味と教養を兼ね心身の健康と、生きがいづくりを目的に福祉センターが主催する各種の講座や教室。

※78 シルバー人材センター：健康で働く意欲のあるおおむね60歳以上の人が会員となり、民間企業、一般家庭、公共団体などの仕事を引き受け、会員を派遣し、生きがいとして働くことをめざしている法人。

※79 住宅マスタープラン：良好な住まいづくりや快適な住まい方ができるような環境づくりなどを総合的・体系的に推進する

## ① 在宅ケアの推進

心身の虚弱なひとり暮らし高齢者やねたきり、痴呆などの介護を必要とする高齢者がそれぞれの要望に応じて適切にサービスを利用できるように、また、介護に携わる家族の負担を軽減できるように、総合的な相談、調整機能の充実やサービス基盤の整備に努めます。

### ■在宅介護支援センター機能の充実

在宅で生活する高齢者やその家族などが、身近なところで気軽に保健、福祉の専門家に相談ができ、その人にあった適切なサービスが総合的に利用できるように調整する在宅介護支援センターについて、高齢者人口や社会資源の状況などを踏まえながら、整備を進めます。また、市役所内に設置した基幹型在宅介護支援センター機能の充実を図ります。

### ■サービスコーディネート機能の充実

福祉と保健、医療、福祉に関わる人と組織のネットワークづくりを進め、介護予防、介護保険サービスを含めた総合的なサービスの提供ができるように、総合的な相談、調整機能の一層の充実に努めます。

### ■施設サービスの充実・推進

在宅での生活が困難になっても、できるだけ住み慣れた地域のなかで生活することができるように、要介護高齢者の増加などに対応した施設の整備に努めます。また、今後の施設サービスに対する多様な需要に応じて、新たな施設整備の研究・検討をしていきます。

### ■介護サービスの整備・充実

要介護高齢者の増加や需要の多様化に対応できるように、介護保険制度に位置づけられた各種サービスや介護保険制度外の介護サービスの整備・充実に努めます。

### ■生活支援サービスの充実

閉じこもりによる心身機能の低下を予防するいきがいデイサービス(※76)や、日常生活に必要な家事援助を行う生活支援ヘルプ事業などの充実を図り、要介護、要支援の状態になることの予防に努めます。

### ■介護者支援の充実

核家族化や少子化などにより介護者の高齢化が進むとともに、介護期間が長期化し、内容も重度化しています。このため、介護者支援の充実を図り、在宅介護に携わる家族の精神的・身体的負担の軽減に努めます。

## ② 生きがい活動と社会参加の推進

高齢者がその知識や経験を発揮したり、趣味を楽しんだり、地域活動の交流の輪を広げていくことができるように、社会参加の機会の提供と環境の整備を図っていきます。

### ■高齢者の地域活動の促進

高齢者が健康で生きがいを持ってくらするように、老人クラブの諸活動の支援などを通じて、

ため、その基本的な方向等について定めた計画。

※80 シルバーピア(高齢者集合住宅)：65歳以上のひとり暮らし、または二世帯を対象に安全で快適な日常生活をおくれるよう配慮したバリアフリー仕様の共同住宅。生活協力員が緊急時の対応や日常生活上の相談に応じる。

※81 リニューアル：老朽化した建物などに、大幅なあるいは部分的な改修を行い新しくすること。

※82 グループホーム：地域のなかの住宅やアパートなどで共同生活を営む障がい者や高齢者に対して、食事の提供、介護など生活援助体制を整えた居住形態。

高齢者の能力を発揮できる場や機会を開拓していきます。

#### ■老人福祉センター機能の充実

高齢者の要望に対応して寿大学(※77)の充実を図るとともに、同好会の活動を支援するなど、さまざまな学習の機会づくりやふれあいの場づくりを進めていきます。また、高齢者の健康・生きがい・社会参加等の情報提供や各種相談・機能訓練事業等の充実を図っていきます。

#### ■高齢者の就労環境の整備

高齢者が積極的に活躍できるように、シルバー人材センター(※78)に対する支援をはじめ、職業相談の充実、企業に対する高齢者雇用の要請、起業支援など、就労のための環境整備に努めます。

### ③ 高齢者の居住環境の整備

高齢者が安心して住み続けられるように、「多摩市住宅マスタープラン」(※79)を推進して、高齢者に配慮した居住環境づくりを進めます。

#### ■住宅マスタープランの推進

高齢者にとって良好な居住環境となるように、本市の特性を踏まえて、「多摩市住宅マスタープラン」を推進していきます。

#### ■高齢者向け住宅の提供

ひとり暮らしなどの高齢者が地域のなかで安心して日常生活がおくれるように、関係機関の協力を得ながらシルバーピア(高齢者集合住宅)(※80)の整備・推進を図っていきます。また、公共住宅における高齢者の地元優先枠の確保に努めるなど、関係機関との連携を図りながら、安心して住み続けられるための条件整備に努めていきます。

#### ■多世代同居型住宅の整備促進

高齢者が家族とともに安心してくらすために必要な住宅環境を確保するために、ニュータウンのリニューアル(※81)等にあわせ、関係機関に多世代が同居できる住宅整備を要請していきます。

#### ■多様な居住形態の支援

痴呆性高齢者が共同生活をおくるグループホーム(※82)の整備や、ひとり暮らしに不安がある高齢者が共同住宅などを活用し、相互に助け合いながら共同生活をおくれるように、支援施策の検討を行います。



※83 加齢対応型住宅(バリアフリー住宅)：高齢者や障がい者ができるだけ自立し、安全に住むことができるよう、住宅内の障壁をなくした住宅。

※84 知的障害者生活寮：知的障がい者で保護者のもとから勤務先へ通勤することが困難な人を対象に、社会福祉法人がアパートなどを借り上げ、食事の世話や生活指導を行う居住施設。

※85 入所更生施設：生活保護法第38条に規定される保護施設の一つで、「身体上又は精神上の理由により養護及び補導を必要とする要保護者を収容して、生活扶助を行うこと」を目的とする施設。

※86 ホームヘルパー：身体上や精神上的の障害があるため、日常生活に支障がある高齢者や障がい者の家庭などに出向き、食事、洗濯、通院介助、生活に関する相談・助言などを行う者。

### ■高齢者向け住宅改造の促進

要介護高齢者などがある世帯に対し、住宅改造の促進を図り、安全かつ快適な生活を営むことができるように支援します。

なお、公共住宅における加齢対応型住宅(バリアフリー住宅)<sup>(※83)</sup>の整備の推進とあわせて、民間住宅についても、高齢者の特性に配慮した整備がなされるように働きかけます。

## (3) 障がい者福祉の推進

### 現状と課題

障がい者の社会参加と平等と自立をめざし、障がい者が社会の構成員として社会活動や経済活動に参画していくための環境整備を進めていきます。近年、障害の多様化・重度化とともに障がい者の高齢化や増加の傾向がみられるとともに、活動範囲も広域化してきていることから、ハードとソフトのバリア(障壁)に対し、今まで以上に障がい者が住みなれた地域社会で、その一員としていきいきとくらし、つくりが重要となっています。そのためには、障がい者自身の選択と責任に基づき主体性を持って、さまざまな社会活動に積極的に参画し、自立生活をおくれるように、障がい者をとりまく社会環境の整備を進めることが今後ますます重要な課題となってきています。

### ① 生活支援システムの整備

障がい者が住みなれた地域で安心して生活できるように、個々の生活に対応したサービス拡充とシステム化を図っていきます。また、障がい者が持つ能力を十分に活かし、自立した生活ができるように支援をしていきます。

#### ■障がい者地域自立生活支援センターの開設

身体・知的・精神の障がい者が、日常生活の相談・支援・地域交流活動等を行い、社会復帰と自立・社会参画の促進を図るために、障がい者地域自立生活支援センターを開設します。

#### ■情報・相談システムづくり

障がい者とその家族が地域社会で生活し、各種活動を行っていくための情報が的確に伝えられるとともに、一人ひとりの状況に応じた相談ができるようなシステムづくりを関係機関や団体の協力を得ながら行っていきます。

#### ■地域で安心してくらす環境づくり

バリアフリーの住宅の確保、知的障害者生活寮<sup>(※84)</sup>、精神障害者グループホーム、入所更生施設<sup>(※85)</sup>等の整備とあわせてハード・ソフトにわたるバリアフリーの環境整備を関係機関の協力を得ながら促進していきます。

#### ■生活援助サービスの充実

ホームヘルパー<sup>(※86)</sup>の派遣や福祉機器の充実など、障がい者の日常生活の支援を補う在宅福祉サービスの拡充を推進するとともに、家族の介護等を支える緊急一時保護制度等の充実を図ります。

- ※87 民間通所訓練施設：心身障がい者（児）を保護者のもとから通わせ、自立更生に必要な生活指導、社会適応、身体機能、職能等の指導訓練を行う民間施設。
- ※88 精神障害者共同作業所：病院等における治療の結果、回復途上にある在宅の精神障がい者で、通院医療を継続している者を対象に、通所の方法により、生活指導、作業訓練等の社会

適応訓練を行う施設。

- ※89 小規模作業所：一般の企業等では働くことができない障がい者の働く場として、障がい者、親、職員をはじめとする関係者の共同の事業として、地域のなかで生まれ、運営されている作業所。
- ※90 社会福祉法人：特別養護老人ホームや身体障害者更生施設の運営など、社会福祉事業法で定められた事業を行うことができる法人。

## ■福祉サービスの充実

障がい者に関する各種の相談、教養の向上、社会との交流等、障がい者福祉の拠点である多摩市総合福祉センター内の障害者福祉センター機能の充実を図っていきます。また、障がい者が社会との関わりをもちながら生活できるように、民間通所訓練施設(※87)、精神障害者共同作業所(※88)等に対する助成の充実を図ります。

## ② 社会参加と交流の推進

障がい者が社会の一員として充実した自立生活を営むことができるように、社会参加や生きがい活動などの環境整備を推進していきます。そのためにも、障害の種類や程度は、個人によって大きく異なるという認識が深まる交流の機会や場づくりなどを推進していきます。

### ■障がい者に対する理解の促進

学校教育や社会生活の場で、障がい者に対する理解のための講座や事業などの機会づくりを推進します。また、障がいをもつ人ともたない人のより深い相互理解と連帯をはぐくむために、さまざまな交流活動を推進します。

### ■就労環境の整備促進

障がい者がハンディキャップの克服を図りながら就労し、安定した社会的自立が得られるように、通所授産施設等の運営を支援していきます。また、多摩市障害者福祉協会の行う就労活性化事業が障がい者の就労窓口となるように、民間の理解と協力を得ながら、障がい者の就労の場の拡大に努めていきます。

### ■小規模作業所の法人化の支援

小規模作業所(※89)を運営する市民団体等が、社会福祉法人(※90)等の取得を希望する場合には、その法人化を支援していきます。

また、通所授産施設であるつくし作業所、第2つくし作業所を市内小規模作業所の中核的施設として、法内化を支援していきます。

### ■共働事業所の支援

障がい者が住み慣れた地域で、いきいきとくらししていけるように、非営利活動団体や市民団体に対して、障がいをもつ人、もたない人がともに働く場や福祉の店に対する支援をしていきます。

### ■障がい者団体活動への支援

地域社会で生活し続けるために必要な障がい者相互の自立自助事業、障がい者自らが開催する障がい者理解のための講座や事業の実施を支援していきます。また、団体活動を通しての市民参加や障がい者への理解の推進、ボランティアの育成などが図られるように、支援していきます。

### ■生きがい活動・交流の推進

障がい者が、いきいきと心豊かに生きがいを持って生活できるように、スポーツ、文化、レクリエーション活動等の場の確保を図り、多くの市民との交流が図られ、より充実した活動が推進できるように努めます。

## (4) 生活援護の促進

### 現状と課題

ひとり親家庭や低所得世帯は、日常生活に多くの問題を抱え、自立した生活が困難な立場におかれがちです。経済的自立をはじめ、医療、住宅などの問題に加えて、ひとり親家庭では、家事、子どもの教育などを親が一人で担うため、それが重いハンディキャップになることがあります。こうした家庭が、生活の自立と向上を図り、安定した生活ができるように、それぞれの状況に則したきめ細かなサービスを提供していく必要があります。また、就労の援助や社会参加活動を支援することも課題です。

#### ① ひとり親家庭への援助

ひとり親家庭の負担を軽減し、自立を促進するために、関係機関の協力を得ながら、経済的援助や家事援助の充実を図ります。

##### ■生活援助サービスの充実

ひとり親家庭における家事、育児などの家庭機能の向上を図るために、家事援助サービス制度の充実を図ります。また、ひとり親家庭の経済的負担を軽減し、自立を促進するために、手当などの充実を国や東京都に要望していきます。

##### ■親子ふれあい機会づくり

親子がふれあい、レクリエーションを楽しむ機会などの充実を図ります。また、ひとり親相互の協力と活動支援を検討していきます。

##### ■就労の援助

経済的自立や生活維持のため、ひとり親の雇用促進を民間や関係機関に要請するなど、就労の援助に努めます。

#### ② 低所得家庭の福祉の充実

低所得家庭は、経済的理由の他に、高齢、疾病、家族との離別などさまざまな複合的要因を抱えています。これらのことから、生活保護制度を活用しながら、自立助長のための支援を図ります。

##### ■生活保護制度の適正な実施

多様な福祉的需要を有する世帯に対し、生活保護制度を適正に運用し、関係機関と連携を図りながら、市民と対等な立場で相談助言に応じ、指導援助や処遇の充実を行います。

また、生活に困窮する方々の情報が、相談窓口につながるような体制づくりに努めます。

##### ■就労の援助

稼働年齢層の方々が自立した生活を営めるように、関係機関と連携を図りながら就労できるように援助を行います。

## (5) 社会保険制度の整備・充実

### 現状と課題

社会保険制度は、病気やけが、失業等の日常生活を脅かす危険から生活を守り、その安定を図ることを目的としています。

医療保険、年金保険、雇用保険、労働者災害補償保険に次ぐ5番目の社会保険制度として介護保険制度が創設されましたが、急速な高齢化の進行に伴って深刻化する高齢者介護の問題を社会全体で支える制度としてその円滑な運営が求められています。

また、国民健康保険事業における保険給付の適正化や財政の健全化、国民年金制度の啓発・普及に努め、市民が安心して利用できる社会保険制度を整備・充実する必要があります。

### ① 介護保険制度の円滑な運営

利用者の視点にたった介護保険サービスが円滑に提供されるように、保険者として制度管理に責任を持つとともに、市民及び介護保険サービス事業者と協働、連携した制度運営に努めます。

#### ■介護保険サービスの整備・充実

要支援、要介護高齢者の増加や需要の多様化に応じた介護保険サービスの基盤整備や質の向上に努めます。

#### ■介護保険サービスの円滑な提供

要支援、要介護高齢者やその家族が適切にサービスを選択し、安心して利用することができるように、情報提供や相談・苦情への対応、利用者の権利擁護などの仕組みを整備していきます。

#### ■介護保険制度の啓発と健全な財政運営

介護保険制度の趣旨や仕組みの周知を図るとともに、介護予防、生活支援事業の充実や保険給付と負担の均衡の確保により、健全な制度運営を推進します。

### ② 国民健康保険の充実

医療費の増加や加入者構成の変化などが今後も予測されるなかで、保険給付の適正化や健全財政の確保等、国民健康保険事業の円滑な運営に努めます。

#### ■制度の適正な運営

国民健康保険制度の趣旨や内容についての普及に努め、早期届け出や未加入者の防止を図ります。あわせて、加入資格の的確な把握、医療費の点検調査事務の強化、保険給付の適正化に努めます。また、保健事業を推進していきます。

#### ■健全財政の確保

国民健康保険事業の健全財政の確保のために、安定経営に努めるとともに、国に対しても制度の安定化を要望していきます。

### ③ 国民年金制度の啓発・普及

年金が高齢者の生活設計に果たす役割がますます重要になるなかで、関係機関と連携し、年金制度に対する市民の理解を深めるとともに、年金制度を将来の世代まで保障できるように努めます。

#### ■年金加入の促進

若者をはじめとする市民に対して、年金の必要性やメリットについての情報を提供するとともに、個別の勧奨などにより未加入者の解消に努め、無年金者の防止に努めていきます。

#### ■年金制度の理解・促進

相談窓口の設置や広報活動を通じて、現役世代が高齢世代を支える世代間扶養の仕組みである年金制度の啓発を図り、保険料の納付についても促していきます。

## 3 ゆったりと子育てのできるまちづくり

### 背景と基本的考え方

すべての子どもが健やかに成長していくことは、健全な地域社会の発展にとって不可欠です。

しかし、生活様式の多様化、女性の社会進出等により急激な少子化が進み、家庭の姿も大きく変わってきました。また、地域社会の連帯意識が低下するとともに、家庭や地域における子どもの養育機能が弱まってきています。

このようななかで、ゆったりと地域のなかで子育てができ、子どもの心身にわたる健全な成長を促す環境の整備が重要になっています。

### (1) 子育て環境の整備

#### 現状と課題

ニュータウン事業の収束と市民の定住化が進み、学校の統合でも明らかなように、急激な少子高齢化が起っています。また、子どもの数の減少とあわせて異年齢の子どもとの交流の機会が不足し、自主性や社会性を養う機会が減少しています。

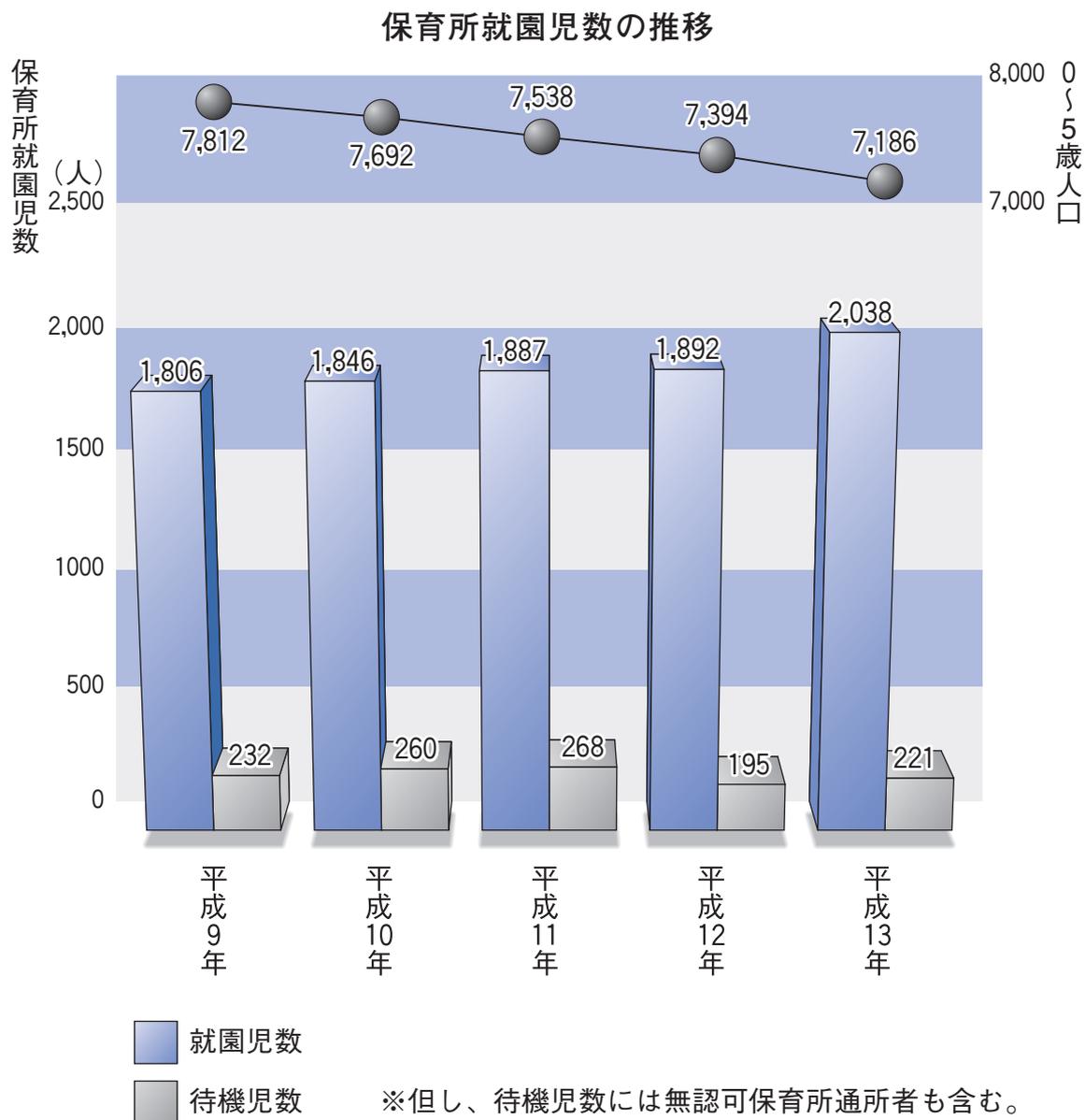
子どもの養育環境においても、核家族化に伴い子育てに不安を感じたり自信をもてない親が増えており、身近なところで相談できるような環境づくりが求められています。



※91 学童クラブ：放課後帰宅しても保護者の仕事や病気等により適切な監護を受けられない児童を、保護者に代って指導育成を行う施設。

## ① 子育て支援

子育てに関する学習・相談の機会の提供や多様な保育サービスなど、子育てへのサービス体制を整備します。



### ■ 保育所の整備

待機児童解消を図るための施設整備とあわせ、新設の保育所等を含め多様な保育需要に対応した施設を推進します。

### ■ 学童クラブの整備

就労家庭への支援や児童の放課後の健全育成のため、学童クラブ(※91)機能の充実を図ります。

※92 子ども家庭支援センター：子どもや家庭に関するさまざまな相談に応じるとともに、ショートステイなどの一時保育サービスの提供、子育てグループやボランティア活動支援などのサービス調整等を行う施設。

※93 乳幼児医療費助成制度：5歳未満児(乳幼児)の保険診療の自己負担分を助成する制度。3歳以上の幼児に対する助成については所得制限がある。

### ■子ども家庭支援センター(※92)の設置の検討

幼児虐待の問題や子育ての悩みに的確に対応するために、地域の子育て相談等に対応した設置を検討します。

### ■経済的支援

子育て負担の軽減を図るために、乳幼児医療費助成制度(※93)や児童手当等の経済的支援策を充実していきます。

### ■育児への支援

子育てへの負担感や不安感の軽減を図るために、子育て相談の充実や子育てサークルへの支援とともに、育児への男女参加を推進します。

## ② 子どもの健やかな成長支援

地域社会で子どもを見守り、育てていく機能を充実させるとともに、子どもの虐待の防止や、児童館(※94)等において子どもたちが主体的に活動できる環境づくりを支援します。

### ■地域社会の子育て機能の充実

子育てに対する地域住民の意識を高めるとともに、地域のなかで子育てができるような環境づくりや職場等における子育て意識の啓発に努めます。

さらに、地域内の人材発掘に努め、地域住民の手による子育てや地域活動等を支援します。

### ■子どもの虐待への対応

子どもの虐待に対し、ささいなことでも見逃さないという地域の意識を醸成し、通報や相談窓口を広げて虐待の芽をつみとるために、関係機関相互の連携を強化し、迅速かつ適切な対応を図ります。

### ■児童館活動の支援

子どもたちが地域社会との結びつきを強め、世代間交流を促進するために、児童館を活動の拠点として、さまざまな体験や遊びなどの活動を支援します。



※94 児童館：幼児から高校生まで、誰でも自由に利用できる施設で、スポーツ、文化、創作活動を通じて自己の成長、仲間との協調性などを身につけ、健康的で情操豊かに育つ場となることを目的とした施設。

※95 両親学級：主に初産の妊婦とその配偶者を対象に、妊娠、出産、育児に関する知識の習得と、母親同士の仲間づくり、また父親の育児参加の重要性、育児に対する意識向上を図ることを目的として実施されている。

## (2) 家庭保健の充実

### 現状と課題

子どもの年齢等により、保健・医療・福祉サービスの施策が個別に行われていることから、母子保健、学校保健、産業保健、家庭保健などとの十分な連携が必ずしも行われていません。子どもとその家族の継続的で効果的な健康管理サービスを展開するためには、縦割りの施策体系を是正し、関係機関が十分な連携をとりつつ一貫性のある支援サービスを提供していく必要があります。

また、家庭や地域社会での子育てに関する健康及び生活情報の提供や支援を展開していくことも重要です。

### ① 家庭保健事業の推進

母子の健康を保持、増進するために、関係機関と協力し、総合的な相談指導体制のもとに、一貫した母子保健の推進に努めます。

#### ■母子保健の充実

母子保健思想の普及や健康・相談指導の充実を図ります。また、疾病の予防や早期発見に努めるとともに、家庭育児機能の育成、支援を行います。特に多胎児や心の問題などにより、育児等に負担を伴う保護者に対しては、グループ化や家庭訪問などの支援の充実を図ります。さらに、保健所等関係機関と連携し、地域での母子保健活動の充実を推進していきます。

#### ■家庭保健支援の充実

父親が育児に参加しやすいように、両親学級(※95)や離乳食・幼児食講習などの場と機会の提供を行います。また、両親学級同窓会などを実施し、父親同士の情報交換や相談の場を確保し、自主グループ化やネットワーク化を図り、支援していきます。

#### ■家庭や地域の環境づくり

安心して子どもを産み、ゆとりを持って健やかに育てるために、妊娠・出産の安全性や快適さの確保、不妊者への支援、子どもの体の健やかな発達を図る環境整備など、保健と福祉施策の連携を推進します。

#### ■周産期医療ネットワークなどの整備

母と子どもの生命を守るため、産科と小児科との連携体制や小児救急医療支援、不妊相談など一連した医療体制の整備・確立を関係機関に対し、要請していきます。